

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
の日を  
翌日  
に  
あ  
ら  
ま  
し  
)

## 目 次

### ◇規 則

- ◇ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (健康対策課)
- ◇ 介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (福祉保健課)
- ◇ 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- ◇ 精神薄弱者福祉法施行細則等の一部を改正する規則 (シ)
- ◇ 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)
- ◇ 鳥取県立保育専門学院学則及び鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (児童家庭課)
- ◇ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則 (医務薬事課)
- ◇ 栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則 (健康対策課)
- ◇ 鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則 (シ)

公布された規則のあらまし

### ◇介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則

- 一 申請者が提出する介護福祉士等修学資金貸与申請書の添付書類のうち、履歴書を不要とすることとした。(第六条関係)
- 二 介護福祉士等修学資金借受者氏名(住所)変更届等について押印を不要とすることとした。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 四 この規則は、公布の日から施行することとした。

### ◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

- 一 保育所に入所している児童に対して行う知的障害児通園施設その他の障害児施設への入所措置に要する費用の徴収については、知事が別に定めることとした。(第三条第四項関係)
- 二 「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めることとした。
- 三 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

### ◇精神薄弱者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

- 一 「精神薄弱」という用語を「知的障害」という用語に改めることとした。
- 二 緊急一時保護申請書及び訓練手当受給資格認定申請書等について氏名を自署する場合には、押印を省略することができることとした。
- 三 その他所要の規定の整備をすることとした。
- 四 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

### ◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 岩井長者寮及び福原荘の使用料に係る経済的事情による区分のうちD階層又は二十二階層に該当することとなる対象収入額の範囲を四百十六万六千六百四十一円以上（現行 四百四十四万五千四十一円以上）とするともに、C十階層及びD階層並びに二十階層から二十二階層までの使用料の額を八百円引き上げることとした。

二 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

一 第二看護学科の教育課程の改正

1 授業科目を見直すこととした。（第六条、別表第一関係）

2 単位制を導入し、授業科目ごとの単位数を定めるとともに、一単位の授業時間数の基準を定めることとした。（第六条、別表第一関係）

3 大学卒業者に係る入学前の既修得単位の認定について定めることとした。（第七条の二関係）

二 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

一 栄養士法施行細則関係

1 免許申請書等に記載する申請者等の氏名を自署する場合には、押印を省略することができることとした。

2 免許証提出返納書の様式を規定することとした。（第五条関係）

3 書類の提出は、住所地为管轄する保健所長以外の保健所長を経由して提出することができることとした。（第六条関係）

二 調理師法施行細則関係

1 調理師試験受験願書の添付書類から履歴書を削ることとした。

2 一の1から3までと同様の措置を講ずることとした。（新第八条、第九条関係）

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

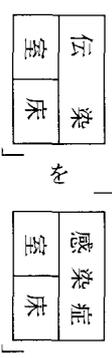
(医療法施行細則の一部改正)

第一条 医療法施行細則(昭和三十三年五月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

別添のとおり  
各室の用途及び病室については一般(赤) 精神(青) 核(緑) 伝染(黄)の色別に表示すること

別添のとおり  
各室の用途及び病室については一般(赤) 精神(青) 結核(緑) 感染症(黄)の色別に表示すること。



30 精神、結核又は伝染病室がある場合、特に設ける施設又は設備  
他 毒 精 結  
毒 精 結

療 察

の部分に対する危害防止又は病  
伝染予防上必要な遮断  
神病室の看護上必要な施設につ  
て  
核又は伝染病室がある場合は医  
法施行細則第20条第7号に掲げ  
ものの以外に必要な消毒設備

30 精神、結核又は感染症病室がある  
場合、特に設ける施設又は設備  
他 毒 精 結  
毒 精 結

部分に対する危害防止又は病  
染予防上必要な遮断  
病室の看護上必要な施設につ  
て  
又は感染症病室がある場合は  
法施行細則第20条第7号に掲  
ものの以外に必要な消毒設備

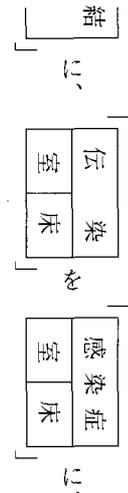
「昭和」を「鳥取県知事 殿」  
に代る。 「昭和」を「鳥取県知事 殿」  
に代る。

「職 氏 名 様」に代る。

「鳥取県知事 殿」を「職 氏 名 様」  
(保健所長) に代る。

別添のとおり  
各室の用途及び病室については一般(赤) 精  
核(緑) 伝染(黄)の色別に表示すること

別添のとおり  
各室の用途及び病室については一般(赤) 精神(青)  
核(緑) 感染症(黄)の色別に表示すること。



他の部分に対する危害防止又は病 毒伝染予防上必要な遮断 精神病室の看護上必要な施設につ いて	結核又は伝染病室がある場合は医 療法施行細則第20条第7号に掲げ るもの以外の必要な消毒設備
---	--

合	他の部分に対する危害防止又は病 毒伝染予防上必要な遮断 精神病室の看護上必要な施設につ いて
	結核又は伝染病室がある場合は医 療法施行細則第20条第7号に掲 げるもの以外の必要な消毒設備

精神、結核又は伝染病室がある場合  
特に設ける施設又は設備

精神、結核又は伝染病室がある場  
合、特に設ける施設又は設備

(鳥取県漁港管理条例施行規則の一部改正)

第二条 鳥取県漁港管理条例施行規則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十四号)の一部  
を次のように改正する。

第六条第四号を次のように改める。  
四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百  
十四号)に規定する感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるもの  
(食品衛生法施行細則の一部改正)

に改める。

を

第三条 食品衛生法施行細則(昭和四十九年七月鳥取県規則第五十二号)の一部を次の  
ように改正する。

別表第二第一号5(4)中「法定伝染病患者」を「感染症の予防及び感染症の患者に対  
する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第十八条第一項に規定する患者」  
に、「保菌者」を「同法第六条第九項に規定する無症状病原体保有者」に、「保菌して」  
を「感染症の病原体を保有して」に改める。

(鳥取県化製場等に関する法律施行細則の一部改正)

第四条 鳥取県化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十一  
号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第三までの規定中「人畜共通伝染病」を「人畜共通感染症」に改  
める。

(伝染病予防法施行細則等の廃止)

第五条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 伝染病予防法施行細則(大正十五年九月鳥取県令第百二十二号)
  - 二 伝染病の疑いある者の取扱(昭和二十二年五月鳥取県規則第十四号)
  - 三 性病予防法施行細則(昭和三十三年九月鳥取県規則第三十八号)
- 附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

介護福祉士等修学資金貸与規則の一部を改正する規則

介護福祉士等修学資金貸与規則(平成五年七月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十五条第一項第十三号を削り、同条第二項中「様式第二十一号」を「様式第二十号」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 借受者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産宣告等連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人をたて、様式第二十一号による届出書を知事に提出しなければならない。

様式第一号中「設」を「様」に改め、「□□□□□□」を削り、「氏 名 局 番」(電話 局 番)

① 「氏 名」を「年 月 日生」に改め、「電話番号」を削り、「氏 名 局 番」(電話 局 番)とする。

② 「氏 名」を「年 月 日生」に改め、「電話番号」を削り、「氏 名 局 番」(電話 局 番)とする。

養成施設等の名称	郵便番号	課程・学科名
養成施設等の所在地		電話番号

「年 月 日生」を「年 月 日生」に改め、「職業」を「本人との関係」に改め、「本人との関係」を「本人との関係」に改める。

様式第二号中「設」を「様」に改める。

様式第三号中

ふりがな氏名	住所
養成施設等の名称	養成施設等の所在地

ふりがな氏名	住所
養成施設等の名称	養成施設等の所在地
郵便番号	電話番号
養成施設等の所在地	電話番号

に改める。

様式第四号中「設」を「様」に改め、「住所」を「住所」に改め、「氏名」を「氏名」に改め、「電話番号」を「電話番号」に改める。

様式第五号中

ふりがな氏名	養成施設等の名称
--------	----------

ふりがな氏名	養成施設等の名称
	課程・学科名

本人	連絡先
連帯保証人	氏名
	住所
	生年

後の先			
定先の所在地			
名			
所			
月日	本人との関係	職業	

本人	卒業後の連絡先 (該当するものにし印)	郵便番号
	住所	郵便番号
氏名	住所	年月日
氏名	住所	年月日
連帯保証人		

施設名  
(施設名) }  
電話番号

電話番号  
本人との関係

に改める。

様式第六号及び様式第七号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□」を削り、「(電話番号 同 番)」を「電話番号」に改める。

様式第八号中「殿」を「様」に改め、「□□□□□□」及び「㊦」を削り、「(電話番号

番)を「電話番号」に

旧氏名(住所)	
新氏名(住所)	

変更事項	旧	新
郵便番号		
住所		
氏名		
電話番号		

改める。

様式第九号中「殿」を「様」に「住所 氏名」を「郵便番号 住所 氏名」に「電話番号」に改める。

退学した養成施設等の名称

退学した養成施設等の名称

課程・学科名

様式第十号中「殿」を「様」に「住所 氏名」を「郵便番号 住所 氏名」に「電話番号」に改める。

養成施設等の名称

課程・学科名

養成施設等の名称



「郵便番号 住所名」  
 様式第十七号中「殿」を「様」に、  
 「住 氏 氏 氏」  
 電話番号

就業の場所	新	
	旧	

変更事項	郵便番号	所在地	就業の場所
		名称	電話番号

旧	新

に改める。

「住所名」  
 様式第十八号中「殿」を「様」に、  
 「住 氏 氏 氏」  
 「就業の場所」を「就業施設の名称」に改める。

「郵便番号 住所名」  
 「住 氏 氏 氏」  
 電話番号

「郵便番号 住所名」  
 様式第十九号中「殿」を「様」に、  
 「住 氏 氏 氏」  
 電話番号

連帯保証人の 旧氏名(住所)	
連帯保証人の 新氏名(住所)	

変更事項	郵便番号	住所	連帯保証人
		氏名	電話番号

旧	新

に改める。

「住所名」  
 様式第二十号を削る。  
 様式第二十一号中「殿」を「様」に、  
 「住 氏 氏 氏」

「郵便番号 住所名」  
 「住 氏 氏 氏」  
 電話番号

「養成施設等又は就業の場所」		「養成施設等又は就業施設」	
名称	課程・学科名	氏名	
所在地	郵便番号	生年月日	年 月 日
	電話番号	本人との関係	

「戸籍抄本」や「死亡を証する書類」にのみ、同様式を様式第二十号とし、同様式の次に次の一様式を加える。

様式第21号 (第15条関係)

介護福祉士等修学資金連帯保証人変更届

職 氏 名 様

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
住所  
氏名  
電話番号

借受者  
氏名  
電話番号

記

種 別	介護福祉士・社会福祉士	
決 定 番 号	第 号	
旧保証人	住所	郵便番号
	氏 名	電話番号
	住所	郵便番号
	氏 名	電話番号

新保証人	氏 名	
	生年月日	年 月 日
変更理由	本人との関係	
	変 更 理 由	

備考 変更理由の欄に記載した事実を証する書面を添付すること。

介護福祉士等修学資金返還の債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人氏名

㊦

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県規則第二十三号**

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第二項中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通勤寮」を「知的障害者通勤寮」に改める。

第三条第一項の表第五号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同表第六号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神者自己負担月額」を「知的障害者自己負担月額」に改め、同条第二項の表第一号中「精神薄弱者通園施設」を「知的障害者通園施設」に改め、同表第二号及び第三号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改め、同条に次の一項を加える。

4 保育所に入所している児童に対して行う第二項の表第一号に掲げる措置に要する費用の徴収については、同項の規定により読み替えて適用される第一項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附則第二項の表第二号中「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

精神薄弱者福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

精神薄弱者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(精神薄弱者福祉法施行細則の一部改正)

第一条 精神薄弱者福祉法施行細則(昭和三十七年五月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県知的障害者福祉法施行細則

第一条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉法施行令」を「知的障害者福祉法施行令」に、「精神薄弱者福祉法施行規則」を「知的障害者福祉法施行規則」に改める。

第二条中「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「当該精神薄弱者」を「当該知的障害者」に改める。

第三条の二中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四条第一項中「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に改め、同条第二項中「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に、「精神薄弱者職親申込者調査意見書」を「知的障害者職親申込者調査意見書」に改め、同条第三項中「精神薄弱者職親登録簿」を「知的障害者職親登録簿」に改め、同条第四項中「精神薄弱者職親台帳」を「知的障害者職親台帳」に改める。

第五条中「精神薄弱者又は」を「知的障害者又は」に、「精神薄弱者等」を「知的障害者等」に、「精神薄弱者職親申込書」を「知的障害者職親申込書」に改める。

第六条及び第七条中「精神薄弱者等」を「知的障害者等」に改める。

第八条第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第八条の二中「精神薄弱者等」を「知的障害者等」に改める。

第八条の三の見出し中「精神薄弱者居宅生活支援事業」を「知的障害者居宅生活支援事業」に改め、同条第一項中「精神薄弱者居宅生活支援事業開始届」を「知的障害者居宅生活支援事業開始届」に改め、同条第二項中「精神薄弱者居宅生活支援事業変更届」を「知的障害者居宅生活支援事業変更届」に改める。

第九条中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十一条(見出しを含む)中「精神薄弱者指導台帳」を「知的障害者指導台帳」に改める。

第十二条中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第一号から様式第三号までの規定中「殿」を「様」に改める。

様式第三号の二中「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第二十号中「精神薄弱者職親申込書」や「精神薄弱者の」や「知的障害者職親申込書」や「知的障害者を」や「精神薄弱者福祉法」や「知的障害者福祉法」や「知事 殿」や「職 氏 名 様」に「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「精神薄弱者職親申込者調査意見書」や「知的障害者職親申込者調査意見書」や「知事 殿」や「職 氏 名 様」や「精神薄弱者職親申込者について」や「知的障害者職親申込者について」や「精神薄弱者に」や「知的障害者に」に「精神薄弱者の」や「知的障害者の」に改める。

様式第六号中「精神薄弱者職親登録簿」や「知的障害者職親登録簿」に改める。

様式第七号及び様式第八号中「殿」を「様」に「精神薄弱者福祉法」や「知的障害者福祉法」に改める。

様式第九号中「精神薄弱者職親台帳」や「知的障害者職親台帳」に「希望精神薄弱者数」や「希望知的障害者数」に「精神薄弱者の」や「知的障害者の」に「委託精神薄弱者氏名」や「委託知的障害者氏名」に改める。

様式第十号中「精神薄弱者職親委託申込書」や「知的障害者職親委託申込書」に「精神薄弱者福祉法」や「知的障害者福祉法」に「殿」を「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十一号中「殿」を「様」に改める。

様式第十二号中「殿」を「様」に「精神薄弱者援護施設」や「知的障害者援護施設」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十三号及び様式第十四号中「殿」を「様」に「精神薄弱者福祉法」や「知的

障害者福祉法」に改める。

様式第十四号の二中「精神薄弱者居宅生活支援事業開始届」や「知的障害者居宅生活支援事業開始届」に「殿」を「様」に「精神薄弱者福祉法」や「知的障害者福祉法」に「精神薄弱者居宅生活支援事業を」や「知的障害者居宅生活支援事業を」に「精神薄弱者短期入所事業」や「知的障害者短期入所事業」に「様」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十四号の三中「精神薄弱者居宅生活支援事業変更届」や「知的障害者居宅生活支援事業変更届」に「殿」を「様」に「精神薄弱者居宅生活支援事業を」や「知的障害者居宅生活支援事業を」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第十六号中「精神薄弱者相談判定票」や「知的障害者相談判定票」に改める。

様式第十七号中「精神薄弱者(児)指導台帳」や「知的障害者(児)指導台帳」に改め、同様式に「一及びその二」に「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(鳥取県訓練手続文書規則の一部改正)

第二条 鳥取県訓練手続文書規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第一号の一中「殿」を「様」に改め、同様式に「一備考中2を3とし、1を2とし、2の前」に次のように加える。

1 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第一号の二中「殿」を「様」に改め、同様式に「二備考中7を8とし、2から6までを一ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

2 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第三号中「殿」を「様」に改め、同様式備考中2を3とし、1を2とし、2の前に次のように加える。

1 ①欄は、氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則(昭和四十五年四月鳥取県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「遷」を「蘇」に改め、「□□□□—□□□」を削る。

様式第二号中「遷」を「蘇」に改める。

様式第三号中「遷」を「蘇」に改め、「□□□□—□□□」を削る。

様式第四号中「1 精神薄弱者」を「1 知的障害者」に、「精神薄弱者・身体障害者更生施設所」を「知的障害者・身体障害者更生施設所」に改める。

様式第五号中「遷」を「蘇」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第六号中「遷」を「蘇」に改める。

様式第九号から様式第十一号までの規定中「遷」を「蘇」に改め、「□□□□—□□□」を削る。

様式第十二号中「遷」を「蘇」に改め、「□□□□—□□□」を削り、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

様式第十六号から様式第二十四号までの規定中「遷」を「蘇」に改め、「□□□□—□□□」を削る。

(鳥取県立境港通動寮管理規則の一部改正)

第四条 鳥取県立境港通動寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「精神薄弱者で」を「知的障害者で」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

第五条第一項中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第五条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表第七号7中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者援護施設」を「知的障害者援護施設」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一六二、四二〇円」を「一六三、一三二〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、一三二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一四五、〇四二円」を「四、一六六、六四二円」に、「一六二、九八〇円」を「一六三、七八〇円」に、「一六一、九八〇円」を「一六二、七八〇円」に改める。

別表二十階層の項中「一六二、四二〇円」を「一六三、一三二〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、一三二〇円」に改め、同表二十一階層の項中「四、一四五、〇四〇円」を「四、一六六、六四〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六三、二二〇〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、一三二〇円」に改め、同表二十二階層の項中「四、一四五、〇四二円」を「四、一六六、六四二円」に、「一六一、九八〇円」を「一六三、七八〇円」に、「一六一、九八〇円」を「一六二、七八〇円」に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則別表C十階層の項中「一六二、四二〇円」を「一六三、二二〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、二二〇円」に改め、同表D階層の項中「四、一四五、〇四一円」を「四、一六六、六四一円」に、「一六一、七五〇円」を「一六三、五五〇円」に、「一六一、七五〇円」を「一六二、五五〇円」に改める。

別表二十階層の項中「一六二、四二〇円」を「一六三、二二〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、二二〇円」に改め、同表二十一階層の項中「四、一四五、〇四〇円」を「四、一六六、六四〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六三、二二〇円」に、「一六一、四二〇円」を「一六二、二二〇円」に改め、同表二十二階層の項中「四、一四五、〇四一円」を「四、一六六、六四一円」に、「一六一、七五〇円」を「一六三、五五〇円」に、「一六一、七五〇円」を「一六二、五五〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立保育専門学院学則及び鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十六号

鳥取県立保育専門学院学則及び鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県立保育専門学院学則の一部改正)

第一条 鳥取県立保育専門学院学則(昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「保育資格証明書」を「保育士資格証明書」に改め、「又は資格証明書(様式第三号)」を削る。

様式第二号中「保育資格証明書」を「保育士資格証明書」に、「保育を」を「保育士を」に改める。

様式第三号を次のように改める。

森田 洋子 監製

(鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正)

第二条 鳥取県児童福祉法施行細則(平成三年三月鳥取県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

目次中「保母試験」を「保育士試験」に改める。

「第四章 保母試験」を「第四章 保育士試験」に改める。

第二十六条第一項中「保母試験」を「保育士試験」に改め、同条第二項中「保母試験」を「保育士試験」に改める。

様式第四号中「簿」を「簿」に改め、「簿」を削り、「簿」を「簿」に改める。

様式第三十八号の表面中「鳥取県保母試験受験申請書」を「鳥取県保育士試験受験申請書」に、「鳥取県保母試験」を「鳥取県保育士試験」に改め、同様式の裏面中「保母試験実施要領」を「保育士試験実施要領」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次



合 計	在宅看護論実習	二
	成人看護学実習	三
小 計	老年看護学実習	二
	小児看護学実習	二
合 計	母性看護学実習	二
	精神看護学実習	二
合 計		(七二〇) 六九
		(二一〇〇)

備考 (一) 内は時間数

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に鳥取県立倉吉総合看護専門学校(第二看護学科)に在学している者に係る授業科目及び授業時数並びに授業科目の修得の認定については、この規則による改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

栄養士法施行細則及び調理師法施行細則の一部を改正する規則

(栄養士法施行細則の一部改正)

第一条 栄養士法施行細則(昭和二十七年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)、栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号)及び栄養士法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許申請書)

第二条 省令第一条の規定による申請は、様式第一号によらなければならない。

第三条の見出しを「免許証訂正申請書」に改め、同条中「第三条第一項」を「第三条」に、「本籍地又は氏名の変更届書」を「申請」に、「別記第二号様式」を「様式第二号」に改める。

第四条中「免許証再交付申請書」を「申請」に、「別記第四号様式」を「様式第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(免許証提出返納書)

第五条 省令第四条第二項の規定による提出又は省令第五条の規定による返納は、様式第四号によらなければならない。

(書類の経由)

第六条 省令によつて知事に提出する書類は、保健所長を経由しなければならない。別記第一号様式から別記第三号様式までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

栄養士免許申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

栄養士の免許を受けたいので、栄養士法施行規則第1条の規定により、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本 籍 地 都道府県名(国籍)

郵便番号

住 所 氏 名

申請者 氏 名

年 月 日生

電話番号

印

添付書類

- 1 栄養士法第2条第1項に該当する者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律(昭和60年法律第73号)附則第5条第1項に規定することを証する書類
  - 2 戸籍謄本又は戸籍抄本
  - 3 精神病又は伝染性の疾病の有無を証する医師の診断書
- 注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号(第3条関係)

栄養士免許証訂正申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

栄養士免許証の訂正を受けたいので、栄養士法施行規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所 氏 名

申請者 氏 名

電話番号

印

記

免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 証 番 号	第 号
変 更 事 項 (該当するものを○で囲むこと。)	本籍地都道府県名(国籍) ・ 氏 名
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日

- 添付書類 免許証
- 1 免許証
  - 2 申請の原因たる事実を証する書類
- 注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。



(調理師法施行細則の一部改正)

第二条 調理師法施行細則(昭和三十四年六月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「住所地を管轄する」を削り、同条ただし書を削り、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(免許証の返納)

第八条 政令第十四条第四項及び第十五条第二項に規定する免許証の返納は、様式第七号によるものとする。

様式第一号中「」を削り、同様式の添付書類中1を削り、「2を1とし、3を2とし、4中「撮影した名刺型、脱帽、正面、上半身」を「無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル」に改め、4を3とし、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「調理師名簿の登録事項及び調理師免許証の記載事項に変更を生じた

ため、」を削り、「本籍地 都道府県名(国籍) や「郵便番号」」

事項	本籍地都道府県名(国籍)・氏名
更前	
更後	

変更内容	変更内容
変更	変更
変更	変更
変更	変更

変更の内

年月日	年 月 日
理由	

変更事項の (該当するものを○で囲むこと。)	本籍地都道府県名(国籍)・氏名
変更前	
変更後	
変更年月日	年 月 日

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第五号中「「本籍地 都道府県名(国籍) や「郵便番号」」

に「「戸籍謄本」や「戸籍抄本」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第7条関係)

調理師免許証再交付申請書

収入証紙  
はり付け欄

職 氏 名 様

調理師免許証の再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第2項の規定により、  
下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

印

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
再交付申請の理由 (該当するものを○ で囲むこと。)	破った ・ 汚した ・ 失った

添付書類 破り、又は汚した場合にあつては、免許証  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第六号の次に次の二様式を加える。

様式第7号 (第8条関係)

調理師免許証返納書

職 氏 名 様

調理師法施行令第14条第4項又は第15条第2項の規定により、下記のとおり調理師  
免許証を返納します。

年 月 日

郵便番号  
住 所  
返納者 氏 名  
電話番号

印

記

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
返 納 の 理 由 等 (該当番号を○で囲 み、必要事項を記入 すること。)	1 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見した (発見した年月日： ) 2 免許の取消し処分を受けた (取消し処分を受けた年月日： ) 3 その他 (返納する理由： )

添付書類 免許証  
注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県立健康増進センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立健康増進センター管理規則（昭和五十一年四月鳥取県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表中

鳥取県立健康増進センターの一般利用		テニスコートの利用	
鳥取県立健康増進センターの一般利用	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、九〇〇円	三、三〇〇円

を

に改める。

トレーニングホールの一般利用	児童又は中学校の生徒	児童又は中学校の生徒、高等学校の生徒、学生又は一般人
一、〇〇〇円	一、九〇〇円	

様式第一号その1及びその2中「澤」を「森」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に改め、同様式その3中「澤」を「森」に改め、「湖」を「海」に削る。  
様式第二号その1及びその2並びに様式第三号その1中「湖」を「海」に、「湖」を「海」に改める。

様式第四号中「澤」を「森」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に改める。  
様式第四号中「澤」を「森」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に、「湖」を「海」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。